

2026年5月27日

株 主 各 位

第29期定時株主総会招集ご通知
電子提供措置事項記載書面非記載事項

S B I グローバルアセットマネジメント株式会社

目次

株主総会参考書類	
第1号議案 取締役5名選任の件 注記	3 ページ
第2号議案 補欠監査役1名選任の件 注記	8 ページ
事業報告	
企業集団の現況	
従業員の状況	9 ページ
主要な事業内容	10 ページ
主要な営業所	10 ページ
主要な借入先の状況	11 ページ
直前3事業年度の財産および損益の状況	12 ページ
対処すべき課題	13 ページ
株式の状況	14 ページ
役員	
役員に対して交付した株式の数及び交付を受けた者の人数	15 ページ
新株予約権等の状況	15 ページ
会計監査人の状況	19 ページ
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	20 ページ
会社の支配に関する基本方針	27 ページ
剰余金の配当等の決定に関する方針	28 ページ
連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	29 ページ
連結注記表	31 ページ
計算書類	
株主資本等変動計算書	46 ページ
個別注記表	48 ページ
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告	53 ページ
計算書類に係る会計監査報告	55 ページ
監査役会の監査報告	57 ページ

上記につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sbiglobalam.co.jp/ir/meeting/index.html>) に掲載することにより書面交付請求をした株主の皆様に対しても提供させていただきます。

監査役が監査報告書を、会計監査人が独立監査人の監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しているものも含まれております。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件 注記

1. 朝倉智也氏は、SBIホールディングス㈱の代表取締役副社長を、北尾吉孝氏は、同社の代表取締役会長兼社長を兼務しております。また、当社は同社から事務所の転貸借を受け、その他人事・総務関連等での取引があります。
北尾吉孝氏は、㈱SBI証券の代表取締役会長を兼務しております。当社の子会社は、同社に情報サービスやコンサルティングサービスを提供しております。
北尾吉孝氏は、SBIインベストメント㈱の代表取締役執行役員会長兼社長を兼務しております。
北尾吉孝氏は、SBI VCトレード㈱の取締役を兼務しております。当社は、同社から株主優待用の暗号資産（仮想通貨）XRPを仕入れております。
その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏は、社外取締役候補者であります。
3. ビリー・ウェード・ワイルダー氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 山澤光太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 堀江明弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏の選任が承認された場合、継続して独立役員とする予定です。
7. 当社は定款第26条第2項において、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項の社外取締役の賠償責任を限定する契約を締結することのできる旨を定めており、当社は、ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏との間で、100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償請求による損害等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9. 取締役候補者の現在または過去10年間における当社の親会社または親会社の子会社の業務執行者としての地位および担当は、以下のとおりです。

取締役候補者	当社の親会社または親会社の子会社	業務執行者としての地位および担当
朝倉智也	SBIホールディングス株式会社	代表取締役副社長（現任）
	SBIアセットマネジメントグループ株式会社	代表取締役社長（現任）
	SBIアセットマネジメント株式会社	代表取締役会長（現任）
	ウエルスアドバイザー株式会社	代表取締役社長（現任）
	Carret Holdings, Inc.	Director（現任）
	SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社	取締役（現任）
	SBI岡三アセットマネジメント株式会社	取締役（現任）
	SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社	取締役（現任）
	SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社	取締役（現任）
	SBI-Ma a nアセットマネジメント株式会社	取締役（現任）
	SBIフランクリン・テンブルトン株式会社	取締役（現任）
	SBIデジタルアセットホールディングス株式会社	代表取締役会長（現任）
	SBI On c h a i n株式会社	代表取締役（現任）
	SBIクリプトアセットホールディングス株式会社	取締役（現任）
	SBI地域事業承継投資株式会社	取締役（現任）
	SBIインシュアランスグループ株式会社	取締役（現任）
	SBIネオファイナンスサービス株式会社	取締役（現任）
	株式会社C o i n P o s t	取締役（現任）
	イー・アドバイザー株式会社	代表取締役社長
	MSクレジットリサーチ株式会社	代表取締役社長
	MS Investment Services	Director
	SBIレオスひふみ株式会社	取締役
	レオス・キャピタルワークス株式会社	取締役
	FIGS Inc Japan 株式会社	取締役
	FIGS Inc Japan 合同会社	職務執行者
	SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社	取締役
	SBI地方創生アセットマネジメント株式会社	取締役
	新生インベストメント・マネジメント株式会社	取締役
SBIオルタナティブ・インベストメント株式会社	代表取締役	
SBI少短保険ホールディングス株式会社	代表取締役	

	SBIゴールド株式会社	代表取締役
	マネータップ株式会社	取締役
	SBIエナジー株式会社	取締役
	SBIエステートファイナンス株式会社	取締役
	住信SBIネット銀行株式会社	取締役
	SBIスマートエナジー株式会社	取締役

取締役候補者	当社の親会社または親会社の子会社	業務執行者としての地位および担当
北尾吉孝	SBIホールディングス株式会社	代表取締役会長兼社長（現任）
	SBIアセットマネジメントグループ株式会社	取締役会長（現任）
	株式会社SBI証券	代表取締役会長（現任）
	SBIインベストメント株式会社	代表取締役執行役員会長兼社長（現任）
	SBI Hong Kong Holdings Co., Limited	Representative Director（現任）
	SBIウェルネスバンク株式会社	代表取締役会長（現任）
	SBIファーマ株式会社	代表取締役執行役員社長（現任）
	SBI地域事業承継投資株式会社	代表取締役会長（現任）
	地方創生パートナーズ株式会社	代表取締役社長（現任）
	SBI金融経済研究所株式会社	代表取締役社長（現任）
	SBI P T Sホールディングス株式会社	代表取締役会長（現任）
	大阪デジタルエクステンジ株式会社	代表取締役会長（現任）
	SBIキャピタルマネジメント株式会社	代表取締役社長（現任）
	SBI P Eホールディングス株式会社	代表取締役（現任）
	SBI A L Aファーマ株式会社	代表取締役（現任）
	SBIグローバル・クレジット・キャピタル株式会社	代表取締役（現任）
	SBIネオメディアホールディングス株式会社	代表取締役会長（現任）
	ジャパンネクスト証券株式会社	取締役（現任）
	SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	Director（現任）
	SBIリクイディティ・マーケット株式会社	取締役会長（現任）
	SBIファイナンシャルサービシズ株式会社	取締役会長（現任）
	SBI Royal Securities Plc.	Director（現任）
	SBI VENTURES SINGAPORE PTE. LTD.	Director（現任）
	SBIネオファイナンシャルサービシズ株式会社	取締役（現任）
	SBI EVERSPIN株式会社	取締役（現任）
	SBI Digital Investment Inc.	Director（現任）
	SBI地方創生バンキングシステム株式会社	取締役（現任）
	SBIネオコーポレートサービシズ株式会社	取締役（現任）
	SBI V Cトレード株式会社	取締役（現任）
	SBI地方創生サービシズ株式会社	取締役（現任）
SBIレミット株式会社	取締役（現任）	

Kyobo Life Insurance Co., Ltd.	Director (現任)
SBI APAC CREDIT CAPITAL PTE. LTD.	Director (現任)
SBI エクイティクラウド株式会社	代表取締役会長
SBI ゴールド株式会社	代表取締役会長
株式会社SBI BITS	代表取締役会長
アルヒ株式会社	代表取締役会長執行役員CEO
SBI キャピタル株式会社	代表取締役執行役員CEO
SBI デジタルアセットホールディングス株式会社	代表取締役会長
SBI クリプトインベストメント株式会社	代表取締役
SBI Crypto株式会社	代表取締役会長
マネータップ株式会社	取締役会長
株式会社かわでん	取締役会長
学会ネット株式会社	取締役会長
株式会社ネクシイズ・トレード	取締役会長
SBI Ripple Asia株式会社	取締役会長
SBI オルタナティブ・アセットマネジメント株式会社	取締役
SBI R3 Japan株式会社	取締役
SBI セキュリティ・ソリューションズ株式会社	取締役
SBI ALPharma Co., Limited	Director
SBI JI Innovation Partners Ltd.	Director
SBI JI Innovation Partners II, Ltd.	Director
SBI RI Partners, Inc.	Director
Sunshine Holdings PLC	Director
DigitAEx LIMITED	Director

(注) 親会社の子会社から当社および当社が合併した当社の子会社を除いて記載しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件 注記

1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神山敏之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. SBIインシュアランスグループ(株)、SBIバイオテック(株)、SBI少短保険ホールディングス(株)は、当社の特定関係事業者（親会社の子会社）であります。
4. 神山敏之氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、神山敏之氏が監査役に就任した場合には、当社は独立役員とする予定です。
5. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款第35条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。神山敏之氏が監査役に就任した場合には、当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の損害賠償請求による損害等を当該保険契約によって填補することとしております。神山敏之氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

事業報告

企業集団の現況

従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
アセットマネジメント事業	311 (2) 名	238名増 (2名増)
ファイナンシャル・サービス事業	37 (-) 名	1名減 (-)
共通部門	9 (-) 名	1名増 (-)
合 計	357 (2) 名	238名増 (2名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は内数で（ ）内に年間の平均人員を記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9 (-) 名	1名増 (-)	54.9歳	8年8ヶ月

(注) 1. 従業員数には子会社との兼務で子会社を主務とする人員は含んでおりません。
なお、子会社を主務とする兼務者は14名（前事業年度末+14名です）
2. 平均勤続年数は、当社が吸収合併した会社での勤続年数も通算しております。

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

報告セグメント別の主な事業内容 (2026年3月31日現在) は以下のとおりです。

(アセットマネジメント事業)

金融商品取引法に基づき投資信託の設定、募集、運用などの投資運用や投資助言などを行なう事業

サービス区分	主な業務内容
アセットマネジメント事業	公募追加型株式投資信託、私募の債券型投資信託を中心とした投資信託の設定、募集、運用などの投資運用 ほか

(ファイナンシャル・サービス事業)

金融、ウェブサイトなどの情報を収集し、蓄積した情報を比較・分析・評価・加工して顧客に提供、コンサルティングなどを行なう事業

サービス区分	主な業務内容
ファイナンシャル・サービス事業	「株式新聞」WEB版、株価・企業情報配信、ファンド分析レポート、国内株式レポート、米国株式レポート、金融機関・メディア等へのカスタムファンドデータの提供、ファンドのアワード選定・発表、投資信託比較分析ツールの提供、企業向け確定拠出年金関連のアドバイス、個人向け確定拠出年金 (i D e C o) ・少額投資非課税制度 (N I S A) 関連のWEBの運営・企画およびコンテンツの作成・提供、金融機関へのタブレットアプリケーション・データの販売、暗号資産の評価情報、当社グループホームページ (ウエルスアドバイザーウェブサイト) における広告、マーケティング・コンサルティング、広告代理店業務、新聞広告、I R ・ライフプラン・資産運用などのセミナーの実施、シミュレーションツールの提供などのライフプラン支援業務 ほか

主要な営業所 (2026年3月31日現在)

会社名	所在地
当社	東京都港区六本木一丁目6番1号
ウエルスアドバイザー株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号

SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIオルタナティブ・ファンド合同会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
Carret Holdings, Inc.	360 Madison Avenue 20th Floor New York, NY, USA
Carret Asset Management LLC	360 Madison Avenue 20th Floor New York, NY, USA
SBI岡三アセットマネジメント株式会社	東京都中央区京橋二丁目2番1号
SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社	東京都中央区京橋二丁目2番1号
OCP1号投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋二丁目2番1号
OCP2号投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋二丁目2番1号
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
RheosCP1号GP有限責任事業組合	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
RheosCP1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
レオス・エンジェル1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
フィナップ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
株式会社Kiffy	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

		第26期 (2023年3月期)	第27期 (2024年3月期)	第28期 (2025年3月期)	第29期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(千円)	8,747,113	10,137,596	11,568,990	27,859,646
営業利益	(千円)	1,831,139	2,111,325	2,269,274	5,154,581
経常利益	(千円)	2,458,942	2,510,110	2,565,494	5,589,818
親会社株主に帰属 する当期純利益	(千円)	5,443,020	1,589,278	1,646,935	3,073,277
1株当たり当期純利益	(円)	60.70	17.72	18.37	28.30
総資産	(千円)	21,356,365	18,625,643	18,258,642	53,027,575
純資産	(千円)	16,799,901	16,110,406	15,410,356	41,925,928
1株当たり純資産額	(円)	183.79	178.03	169.98	235.91

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

		第26期 (2023年3月期)	第27期 (2024年3月期)	第28期 (2025年3月期)	第29期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高	(千円)	1,716,052	800,135	1,554,091	3,066,742
営業利益	(千円)	277,695	325,268	1,064,565	2,253,902
経常利益	(千円)	519,808	511,598	1,189,176	2,463,973
当期純利益	(千円)	5,505,830	299,021	996,784	2,236,200
1株当たり当期純利益	(円)	61.40	3.34	11.12	20.59
総資産	(千円)	18,832,148	16,719,590	15,448,099	32,564,938
純資産	(千円)	12,734,079	10,802,789	9,306,188	26,102,869
1株当たり純資産額	(円)	142.00	120.47	103.78	188.63

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。

2. 第27期(2024年3月期)より、当社は持株会社に移行しました。当社が従前に行っていたフィナンシャル・サービス事業は、子会社のウエルスアドバイザー株式会社が吸収分割により承継しております。

対処すべき課題

アセットマネジメント事業を取り巻く環境は、金利動向や地政学リスク等の影響により、引き続き不透明な状況が継続するものと認識しております。このような環境下においては、市場環境に依存した従来型の運用ビジネスを進化させることが一層重要になるものと考えております。

このような認識のもと、当社グループは、これまでのインデックスおよびアクティブ運用を基盤としつつ、オルタナティブ資産およびデジタル領域を新たな成長ドライバーと位置付け、収益性の高い事業モデルへの進化を加速してまいります。オルタナティブ領域においては、世界トップクラスの運用会社との連携を一層強化し、プライベートクレジット、不動産、インフラ等、多様な投資機会を取り込むことで、投資家に対する提供価値の高度化と収益基盤の拡充を図ってまいります。

また、海外の政府系ファンドや機関投資家との関係強化を通じて、グローバルな資金の取り込みを推進するとともに、有力な海外運用会社の買収を通じた事業基盤の拡大にも継続的に取り組んでまいります。

さらに、デジタル領域においては、グループ内外のパートナーとの連携による資産運用プラットフォームの構築を進め、商品設計から取引・決済に至るまでの一体化を図ることで、新たな投資体験の提供と収益機会の多様化を実現してまいります。

国内においては、各運用会社の強みを活かした特色ある商品の継続的な投入および販売力の強化に加え、直販モデルの高度化を通じて顧客接点を拡充し、安定的な資金流入の確保に努めてまいります。

これらの取り組みにより、当社グループは資産運用残高のさらなる拡大に加え、収益性の向上を同時に追求し、早期に運用資産残高20兆円規模への到達を目指してまいります。

株式の状況 (2026年3月31日現在)

発行可能株式総数	315,600,000株
発行済株式の総数	138,064,311株
株主数	106,767名

大株主(上位10名)

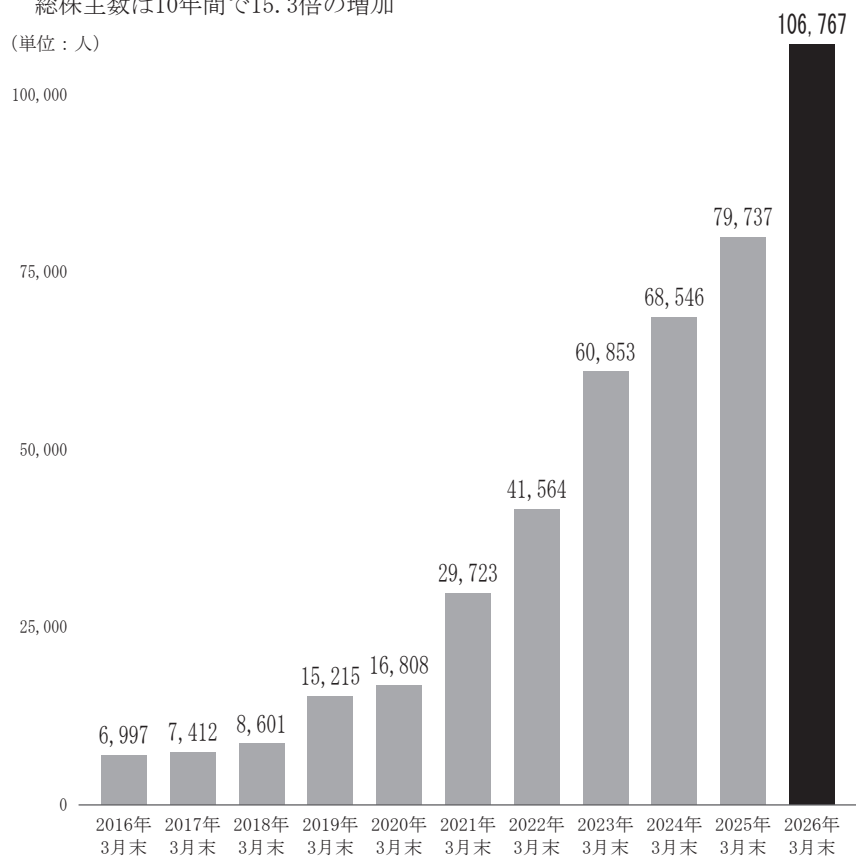
株主名	持株数(株)	持株比率(%)
SBIアセットマネジメントグループ株式会社	60,313,543	43.7
SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	17,423,712	12.6
MORNINGSTAR, INC.	4,247,600	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,227,900	2.3
鈴木 智博	2,800,000	2.0
SBIホールディングス株式会社	1,656,600	1.2
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	885,000	0.6
ウイステリア株式会社	679,920	0.5
湯浅 光裕	500,000	0.4
小松 知史	427,212	0.3

- (注) 1. 2026年3月31日現在、自己株式を1,799株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を除いて計算しております。
3. SBIアセットマネジメントグループ株式会社およびSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社は、SBIホールディングス株式会社の100%子会社であります。

株主数の推移

総株主数は10年間で15.3倍の増加

(単位：人)



役員の状態

役員に対して交付した株式の数及び交付を受けた者の人数

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株

予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

① SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第5回新株予約権

発行決議日	2025年11月21日（注1）
新株予約権の数	2,021個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 582,048株(新株予約権1個につき288株)
新株予約権の払込金額	—（注2）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり136,800円（1株当たり475円）
権利行使期間	2025年12月1日から2031年12月15日まで
行使の条件	（注3）
使用人等への交付状況	当社子会社の役員及び使用人 新株予約権の数 2,021個（注4） 目的となる株式数 582,048株 保有者数 59名

（注1）2025年12月1日付で実施された当社とSBIレオスひふみ株式会社との吸収合併に際し、吸収合併消滅会社であるSBIレオスひふみ株式会社が同社とその子会社の役員及び使用人に付与していた「SBIレオスひふみ第1回新株予約権」に代わるものとして当社の新株予約権を交付したものであるため、本件吸収合併承認に係る臨時株主総会の決議日を記載しております。

（注2）本新株予約権は、吸収合併に伴う代替交付であり、今般の交付に際して新たな払込は生じません。

（注3）新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

（注4）当事業年度末日において、交付時より新株予約権の数が減少しております。減少個数とその理由は以下のとおりであります。

権利行使による減少分 236個
 退職による減少分 60個

② SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第6回新株予約権

発行決議日	2025年11月21日（注1）						
新株予約権の数	3,050個						
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 878,400株（新株予約権1個につき288株）						
新株予約権の払込金額	—（注2）						
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり124,128円（1株当たり431円）						
権利行使期間	2025年12月1日から2029年8月1日まで （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで						
行使の条件	（注3）						
使用人等への交付状況	当子会社の役員及び使用人 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>3,050個</td> </tr> <tr> <td>目的となる株式数</td> <td>878,400株</td> </tr> <tr> <td>保有者数</td> <td>7名</td> </tr> </table>	新株予約権の数	3,050個	目的となる株式数	878,400株	保有者数	7名
新株予約権の数	3,050個						
目的となる株式数	878,400株						
保有者数	7名						

（注1）2025年12月1日付で実施された当社とSBIレオスひふみ株式会社との吸収合併に際し、吸収合併消滅会社であるSBIレオスひふみ株式会社が同社とその子会社の役員及び使用人に付与していた「SBIレオスひふみ第2回新株予約権」に代わるものとして、当社の新株予約権を交付したものであるため、本件吸収合併承認に係る臨時株主総会の決議日を記載しております。

（注2）本新株予約権は、吸収合併に伴う代替交付であり、今般の交付に際して新たな払込は生じません。

（注3）新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年3月期から2027年3月期までのいずれかの期において、レオス・キャピタルワークス株式会社及びレオス・キャピタルパートナーズ株式会社の損益計算書に記載される、本新株予約権の株式報酬費並びにそれぞれが関係会社に支払う経営管理料及び出向料控除前の営業利益の合計が2,500百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

③ SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第7回新株予約権

発行決議日	2025年11月21日（注1）		
新株予約権の数	14,240個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 512,640株（新株予約権1個につき36株）		
新株予約権の払込金額	—（注2）		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり18,612円（1株当たり517円）		
権利行使期間	2027年6月1日から2035年4月30日まで		
行使の条件	（注3）		
使用人等への交付状況	当子会社の役員及び使用人		
	新株予約権の数	14,240個	（注4）
	目的となる株式数	512,640株	
	保有者数	57名	

（注1）2025年12月1日付で実施された当社とSBIレオスひふみ株式会社との吸収合併に際し、吸収合併消滅会社であるSBIレオスひふみ株式会社が同社とその子会社の役員及び使用人に付与していた「SBIレオスひふみ第3回新株予約権」に代わるものとして、当社の新株予約権を交付したものであるため、本件吸収合併承認に係る臨時株主総会の決議日を記載しております。

（注2）本新株予約権は、吸収合併に伴う代替交付であり、今般の交付に際して新たな払込は生じません。

（注3）新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。
- ② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

（注4）当事業年度末日において、交付時より新株予約権の数が減少しております。減少個数とその理由は以下のとおりであります。

退職による減少分 880個

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 1.	46,500千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務等を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の子会社のうち、SBIアセットマネジメント株式会社及びレオス・キャピタルワークス株式会社は、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、東陽監査法人の監査を受けております。Carret Holdings Inc.並びにCarret Asset Management LLCは、CohnReznick LLPの監査を受けております。
4. 会計監査人の報酬の額について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過去の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算定論拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制システムに関する基本方針)

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するためには、内部統制システムに関する基本方針を決め、業務の適正を確保するための体制を整備して、業務執行を行うことが重要だと認識しております。

当社では、取締役会において内部統制システムに関する基本方針を定め、必要に応じて見直しを図ることとしておりますが、2026年3月31日時点での内容は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守および倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役が全役員に徹底させるものとする。
- ② 当社は、取締役会において、取締役間の意思疎通を図るとともに代表取締役の業務執行を監督し、また、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- ③ 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。

また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価するとともに、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。

監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行うものとする。

同部門は、内部監査計画で定める月に、また必要に応じて、内部監査結果報告書を作成し、代表取締役に提出する。同部門は、内部監査結果報告書を代表取締役に提出した後、遅滞なくその内容を監査役に説明する。

内部監査結果報告書の内容は、内部監査計画で定める月の取締役会に、および必要に応じて、代表取締役が取締役に報告する。

- ④ 当社は、取締役および使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査室および常勤監査役など内部通報規程に定める通報先に直接通報を行うための情報システムを整備するものとする。
- #### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
 - ② 文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。
- #### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、当社の業務執行および経営理念・ビジョンの達成を阻害するリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程に従い、リ

リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、管理部門を管掌する部門長およびシステム部門を管掌する部門長をして、これを補佐させるものとする。

- ② 当社は、経営危機が顕在化した場合には、リスク管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時かつ適切にリスク管理担当役員、管理部門を管掌する部門長およびシステム部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
 - ② 当社は、適切かつ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
 - ③ 当社は、取締役会および定例会において、各部門において生じる問題の解決を適時かつ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下「SBIグローバルアセットマネジメントグループ」という）における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社の取締役、使用人、およびその他企業集団の業務に関わる者（以下「SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等」という）から、その職務執行に係る事項についての報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。
 - ② 当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を当社の内部監査室および常勤監査役など内部通報規程に定める通報先に対して直接報告するための内部通報制度を整備するものとする。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。
 - ③ 当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員が、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共に、SBIグローバルアセットマネジメントグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行うための会議を設置し、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
 - ④ 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。

監査の結果は(1)③に定めるとおり、内部監査結果報告書に記載され、報告される。

- ⑤ 取締役は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- ⑥ 当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程およびリスク管理規程等に従い、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的および適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員およびリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議し、損失の発生に対して備えるものとする。
- ⑦ 当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役員等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するため、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切かつ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。
- ⑧ 親会社、親会社の子会社、子会社との取引は、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格によって行い、適正な取引を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動および人事評価については、監査役と事前に協議を行ない、その意見を尊重するものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
① 取締役および使用人は、SBIグローバルアセットマネジメントグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時かつ的確に報告するものとする。また、取締役および使用人は、監査役よりSBIグローバルアセットマネジメントグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
- 1) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - 2) 経営に関する重要な事項
 - 3) 内部監査に関連する重要な事項
 - 4) 重大な法令・定款違反
 - 5) その他取締役および使用人が重要と判断する事項
- ② SBIグローバルアセットマネジメントグループ役員等からの内部通報の状況およびその内容については、当社の監査役に報告する。また、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役員等の職務執行に係る事項について監査役に報告したSBIグローバルアセットマネ

ジメントグループ役職員等又は子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役の求めに応じて、取締役および使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、SBIグローバルアセットマネジメントグループの経営上の課題および問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門および会計監査人の情報共有を図るものとする。
- ② 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、SBIグローバルアセットマネジメントグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる通常費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

SBIグローバルアセットマネジメントグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、取締役会で、倫理規範としてコンプライアンス行動規範を制定し、当社のコンプライアンスの基本的姿勢を明確にするとともに、コンプライアンス規程を制定し、顧客、株主や社会からの信頼を高め経営の健全性を確保するために、コンプライアンス（法令遵守）に関する当社の基本事項を定めております。さらに、コンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員の法令遵守のための具体的な行動内容を明確にしております。

「コンプライアンス行動規範」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」は、社内イントラネットと全社共有サーバに掲載し、役職員が常時確認可能な状況とし、

役職員への周知徹底を図っております。

また、全役職員は、コンプライアンス行動規範やコンプライアンス規程の内容を理解して企業倫理を遵守する旨の宣誓書に署名して提出しております。

コンプライアンス担当役員は、年2回コンプライアンス・セルフアセスメントを実施し、コンプライアンスの状況をコンプライアンス・セルフアセスメント・リストに取りまとめ、取締役会に提出しております。コンプライアンス担当役員は、役職員のコンプライアンス意識の向上などに取り組むコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施しております。

コンプライアンス・プログラムの一環として、全役職員に対してコンプライアンス関連の教育研修を実施しております。

② 取締役の職務執行に係る適正性、効率性の確保に関する取組み

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持するために、経営責任と執行責任とを明確化し、経営全体の効率化と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。また、監査を強化することにより、経営と執行に対する監視機能を高めております。

当社の意思決定機関として、取締役会が、法令・定款に定める事項のほか会社経営の重要事項を決定いたします。取締役会には、社外取締役、社外監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。当事業年度は、取締役会を15回開催しております。

業務執行に関して、当社および子会社の常勤の取締役および執行役員で構成する定例会を開催し、業務執行に係わる重要事項を協議し、また、取締役および執行役員間の意思疎通を図るとともに、業務執行を相互に監督しております。定例会で協議した事項は、重要事項については取締役会で決議し、その他の事項は、稟議規程に則り、稟議承認したのち、代表取締役社長が直接ないし、執行役員に指示して、業務執行をしております。

定例会には、必要に応じて社外取締役、社外監査役が出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。

当社は、取締役会の決議により独立した組織である内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などの内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価し、その結果および改善に向けた提案を内部監査結果報告書に取りまとめ、代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は、監査の結果抽出された課題について、必要に応じて営業・制作・管理等に改善の指示を行ない、内部監査室は、各部門の改善活動のフォローアップを実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

取締役会、定例会の議事録、会議資料は、取締役会規則、および文書保存管理規則に基づき、適切な保存・管理を行っております。

取締役の稟議による承認は、稟議規程に基づいた稟議システムを構築しており、職務権限規程に基づいて、当該システムで承認を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、取締役の職務の執行に係る稟議書を保存・管理しております。

また、売上・仕入などの取引については、販売管理規程、債権管理規程、購買管理規程、稟議規程などに基づいた業務システムを構築しており、取締役は当該システムで職務権限規程に基

づいて、売上・仕入などの取引の承認と業務処理を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、販売・購買取引、債権・債務などの記録を保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会でリスク管理規程を制定し、また、グループリスク管理規程を制定いたしております。当社のみならず、当社グループに重大な影響を与える問題が発生した場合、あるいはその可能性が生じた場合の対応体制を明確にするため、リスク管理実施細則を制定し、リスクの種類別に管理手法・対応手続を定めております。

リスク担当役員は、当社および子会社について外部環境、業務プロセス、内部環境などに係るリスクカテゴリーごとにリスク情報を収集・分析するリスクアセスメントを年2回実施しております。リスクアセスメントは、リスク管理実施細則に定めたとおりにリスクを識別・評価し、リスクレポートに取りまとめ、代表取締役社長、常勤監査役に報告し、必要に応じて対策を検討しております。

(4) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の代表取締役社長は、一部を除く主要な子会社の取締役を兼務しており、当該子会社の取締役会に出席し、経営上の重要事項について、子会社取締役と協議し、その決定に参加しております。

当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下「SBIグローバルアセットマネジメントグループ」という）の経営管理会社として、財務の健全性ならびに業務の適切性の確保のため、各社の状況および業態に応じて、リスク管理・コンプライアンス等の内部統制に関する指導・監督を行うことを関係会社管理規程で定め、子会社とその旨の経営管理に関する契約を締結しております。

当社は、関係会社管理規程および子会社との経営管理契約に基づき、月次決算、財務状況、コンプライアンス状況・コンプライアンス・プログラム進捗、リスクの状況、子会社間取引などの報告を子会社から受けております。

当社の内部監査室は、子会社への内部監査を実施しており、又は子会社自身が実施した内部監査結果の報告を受けております。

当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ全体の内部通報制度を、グループを代表して運営しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は監査役3名により構成され、各監査役は、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視機能を果たしております。当事業年度は監査役会を13回開催しております。

また、各監査役は、当社および子会社の常勤の取締役および執行役員が業務執行に係る重要事項を協議し、取締役および執行役員間の意思疎通を図る目的で毎月1回および必要に応じて開催される常勤役員定例会に出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。監査役監査の手続は、その概要を監査役監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準で定めております。より詳細な手続は、常勤監査役が検討・作成し、監査役会の承認により決定して

おります。なお、監査役会は、常勤監査役が行う日常の監査手続のほか、四半期に一度、社外監査役を含めた監査役3名で証憑・帳簿等の検証手続を行なっております。

監査役会は、社外監査役を含めて、四半期決算月には、代表取締役社長から、四半期決算以外の月には、管理部門（経理・コンプライアンス・内部統制管轄部門）の責任者である執行役員から、四半期・月次の報告を受けております。当該報告には、経営方針、損益状況のほか、コンプライアンス、内部統制の状況等も含まれており、必要に応じた質疑を行なっております。

また、管理本部は、監査役の求めに応じ、即時に証憑・記録の提示、説明等を行なっております。

内部監査室は、代表取締役社長への内部監査結果報告書の報告の後直ちに、内部監査報告書を監査役会に報告しております。監査役会は、その内容について、質疑しております。そのほか、監査役会と内部監査室は、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などを相互に報告し、意見交換を行ない、法令、定款、社内諸規程の遵守状況について認識を共有し、経営と執行に対する監視機能を高めるために連携をしております。

監査役会は、会計監査人から、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、第2四半期・期末決算時に説明を受けております。監査役会と会計監査人は、状況報告、意見交換を通じて、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、相互の監査について必要な連携をしております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、経理規程を制定し、基本的な会計方針は、経理規程に定められております。

売上・仕入などの取引について、経理帳簿に計上されるまでの業務処理の重要なプロセスで、発生する可能性のあるリスク・不正・誤謬とそれを防止する内部統制行為をRCM（リスク・コントロール・マトリクス）表で明確にし、業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。業務担当者に当該内部統制行為の一環として、取引の証拠となる証憑等を収集し、職務権限規程に基づく必要な承認を稟議システムおよび業務システムで得ております。

内部監査室は、売上・仕入などの取引について、定められた内部統制行為が実施されているかを、毎月、サンプル検証しております。

社内情報システムについては、情報システム管理規程に基づき、システム開発管理、システム運用管理、データ管理、問題管理、外部委託管理、ネットワーク管理、ハードウェア管理、ソフトウェア管理、セキュリティ管理、ウイルス対策、リカバリー計画策定についてガイドラインを作成し、各々実施すべき統制項目を定め、情報処理業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。その記録を、年1回、内部監査室が検証し、各ガイドラインへの準拠を確認しております。

決算については、決算・財務報告プロセス体制、個別決算・連結決算体制、開示体制について、内部統制目標、達成すべきポイントを決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに取りまとめ、管理本部（経理部門）が体制を整備・確認しております。当該決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストは、内部監査室が検証しております。決算手続については、勘定科目別のリスク、リスクに対応して実施すべき決算手続を勘定科目別決算手続書に取りまとめ、それに基づく勘定科目別決算手続チェックリストを作成しております。管理本部は勘定科

目別決算手続チェックリストで、決算手続を確認し、その記録を、通期決算時に、内部監査室が検証しております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対する基本方針において、反社会的勢力には毅然として対決することを宣言しております。

当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置しております。

親会社であるSBIホールディングス株式会社の対応部署の協力を得て、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関とも、連携を図っております。

SBIホールディングス株式会社と反社会的勢力に関する情報のデータベースを共有し、取引先との契約締結に際して、反社会的勢力に関するデータベースで、相手先が反社会的勢力でないことを確認しております。

また、取引先との契約には、相互に、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力を利用しないことなどを表明、確約する反社会的勢力排除の条項を入れております。

会社の支配に関する基本方針

当該方針は定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、株主の皆様に対する安定的かつ適正な利益還元を目指すとともに、内部留保による競争力・収益力の向上に向けた事業投資を行うため、連結業績を総合的に勘案した上で配当を実施することを基本方針としております。

この基本方針のもと、当事業年度において連結売上高が14期連続の増収、7期連続の過去最高となり、また、経常利益は17期連続の増益、15期連続の過去最高益を更新したことを勘案し、中間配当（9円00銭）と合わせた年間配当額を、前事業年度の年間配当額と比べ、1株当たり0円75銭増配の22円75銭となるように、当期（2026年3月期）の期末普通配当を13円75銭といたします。

なお、このたびの増配により、当社は17期連続での増配となります。

なお、毎事業年度における配当の回数についての基本方針は機関決定しておりませんが、第6期（2002年1月1日から2002年12月31日まで）以降の毎事業年度に1回の期末配当を実施し、第22期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）からは中間配当も実施しております。

次事業年度の配当は未定であります。今後も経営成績、収益力向上に向けた事業投資のための内部留保経営および環境などを勘案しつつ、安定的かつ継続的な配当その他の株主還元策を検討してまいります。

連結株主資本等変動計算書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日 期首残高	3,363,635	4,528,571	7,715,801	△23	15,607,984
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,113,389		△2,113,389
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,073,277		3,073,277
合併による増加	359,586		6,551,636		6,911,223
連結子会社の取得による 持分の増減		8,478,870		18	8,478,889
新株予約権の行使	16,176	16,108			32,284
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△49			△49
自己株式の取得				△1,140	△1,140
自己株式の処分		0		74	75
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）					-
当連結会計年度中の変動額合計	375,763	8,494,930	7,511,524	△1,046	16,381,171
2026年3月31日 期末残高	3,739,398	13,023,501	15,227,325	△1,070	31,989,155

	その他の包括利益累計額				新株予約権	株非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
2025年4月1日 期首残高	△947,536	582,100	-	△365,436	-	167,809	15,410,356
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,113,389
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,073,277
合併による増加							6,911,223
連結子会社株式の取得に よる持分の増減							8,478,889
新株予約権の行使							32,284
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△49
自己株式の取得							△1,140
自己株式の処分							75
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	936,766	△17,450	27,253	946,569	60,597	9,127,233	10,134,400
当連結会計年度中の変動額合計	936,766	△17,450	27,253	946,569	60,597	9,127,233	26,515,571
2026年3月31日 期末残高	△10,770	564,649	27,253	581,132	60,597	9,295,042	41,925,928

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の名称

2026年3月31日現在、当社グループは、当社および以下の子会社16社で構成されております。

ウエルスアドバイザー株式会社
SBIアセットマネジメント株式会社
SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社
Carret Holdings Inc.
Carret Asset Management LLC
SBI岡三アセットマネジメント株式会社(注)
SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社(注)
OCP1号投資事業有限責任組合(注)
OCP2号投資事業有限責任組合(注)
レオス・キャピタルワークス株式会社(注)
レオス・キャピタルパートナーズ株式会社(注)
RheosCP1号GP有限責任事業組合(注)
RheosCP1号投資事業有限責任組合(注)
フィナップ株式会社(注)
株式会社Kiffy(注)
レオス・エンジェル1号投資事業有限責任組合(注)

(注) 当連結会計年度において株式及び出資持分を取得したことにより、新たに連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

SBIオルタナティブ・ファンド合同会社
ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合

(連結の範囲から除いた理由)

SBIオルタナティブ・ファンド合同会社は、匿名組合方式による投資信託の運用を行っている匿名組合事業の営業者であり、当該匿名組合の事業を含む当該会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属せず、かつ、当該会社との取引がほとんどなく、当該子会社を連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、企業会計基準適用指針第22号「連結計算書類における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第19項により連結の範囲から除外しております。

ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合については、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

1 社 名称 光1号配当特化投資事業有限責任組合（注）

持分法を適用しない非連結子会社

S B I オルタナティブ・ファンド合同会社

ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合

持分法非適用会社について、その適用をしない理由

S B I オルタナティブ・ファンド合同会社及びひふみスタートアップ投資事業有限責任組合の当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

（注）当連結会計年度において株式及び出資持分を取得したことにより、新たに持分法の適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Carret Holdings Inc.、Carret Asset Management LLC及びフィナップ株式会社の決算日は12月31日であります。

RheosCP 1号投資事業有限責任組合及びレオス・エンジェル1号投資事業有限責任組合の決算日は1月31日であります。

O C P 1号投資事業有限責任組合及びO C P 2号投資事業有限責任組合の決算日は2月28日であります。

連結計算書類の作成にあつては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェアのうち自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく期末要支給見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）については以下のとおりであります。

1. アセットマネジメント

委託者報酬：

投資信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

運用受託報酬：

投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。

投資助言報酬：

対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

2. データ・ソリューション

ファンドデータ・レポート等：

金融機関向けにファンドデータ・レポートの提供等を行っており、顧客への提供により履行義務が充足されることから、その提供完了時点において収益を認識しております。

タブレットアプリ利用料等：

金融機関向けに販売支援ツール「Wealth Advisor」の提供等を行っており、顧客におけるそのサービス利用に応じて履行義務が充足されることから、その利用期間に応じて収益を認識しております。

3. メディア・ソリューション

ウェブ広告等：

顧客の広告を掲載することで履行義務が充足されることから、その広告掲載期間に応じて収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間から20年間にわたり均等償却を行っております。

(7) 株式交付費

3年間にわたり均等償却を行っております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、子会社レオス・キャピタルワークス株式会社においては、退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん 1,504,551千円

(2) 見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「のれん」の減損の可能性について

当社グループのこれまでの買収等の企業結合の結果、2026年3月31日現在の連結貸借対照表に「のれん」が1,504,551千円計上されています。

「のれん」の内訳は以下のとおりです。

「のれん」の発生要因	「のれん」が帰属する事業・サービス	企業結合年月	「のれん」の残高
Carret Holdings Inc. と Carret Asset Management LLC の買収、子会社化	米国における私募の債券型ファンドの運用	2019年2月	876,622千円
SBIアセットマネジメント株式会社に係る買収、子会社化(注1)	私募の債券型投資信託の運用、公募ならびに私募の投資信託のアクティブ運用(注2)	2019年12月～2022年10月(注1)	626,533千円
SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社の取得	投資事業組合の組成・運用等	2025年9月	1,395千円
			1,504,551千円

(注1) SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅会社となった旧新生インベストメント・マネジメント株式会社(企業結合年月 2022年10月)、旧SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社及び旧SBI地方創生アセットマネジメント株式会社(企業結合年月 2019年12月)の買収・子会社化によるものであります。

(注2) 上記の合併消滅会社3社が行っていた主要な事業であります。当該事業は、現SBIアセットマネジメント株式会社が承継し、営んでおります。

「固定資産の減損に係る会計基準」および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、各「のれん」が帰属する事業・サービスに「営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス」などの減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候がある場合には、減損損失の認識と測定を行います。その結果、「のれん」の減損損失が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

営業投資有価証券の評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した額 852,722千円

市場価格のない営業投資有価証券については、取得時の投資先企業の将来の成長による超過収益力を反映した取得価額をもって計上しておりますが、投資先企業の事業が計画通りに進捗せず取得時の超過収益力が毀損し、実質価額が著しく下落している場合には減損処理を実施しております。

投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討

を行っております。投資先企業にはベンチャー企業等が含まれ、これらの投資先の中長期の事業計画には、投資先が属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込みが含まれることから高い不確実性が伴います。将来の成長性、業績に関する見通しなどの見積りが変化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 棚卸資産の内訳
- | | |
|-----|---------|
| 貯蔵品 | 8,231千円 |
|-----|---------|
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 859,038千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	89,673,600株	48,390,711株	-	138,064,311株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	125株	1,902株	228株	1,799株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年4月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,188,173千円	13.25円	2025年 3月31日	2025年 6月2日

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年10月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	925,216千円	9.00円	2025年 9月30日	2025年 12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年4月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,898,359千円	13.75円	2026年 3月31日	2026年 6月1日

- (4) 新株予約権に関する事項
 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 1,375,200株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当連結会計年度末日現在、当社は必要な資金を内部資金で賄える状態にあります。余剰資金は銀行預金ないし安全性の高い債券等に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当連結会計年度末において保有している投資有価証券の内容は以下のとおりであり、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(その他有価証券)

市場価格のない株式等以外のもの 上場株式、投資信託
 市場価格のない株式等 非上場株式、関係会社出資金

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先等の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。連結子会社においても、当社と同内容の債権管理規程に従い、同様の管理を行っております。

2) 市場リスク（金利や為替等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券について、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握し、保有継続について、定期的に検討を行っております。連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（注）2参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、顧客分別金信託、買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

項 目	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
営業投資有価証券	30,849千円	30,849千円	－千円
投資有価証券	10,468,013千円	10,468,013千円	－千円
資 産 計	10,498,862千円	10,498,862千円	－千円
リ ー ス 債 務（注1）	103,456千円	102,699千円	△757千円
債 務 計	103,456千円	102,699千円	△757千円

- (注) 1. 一年内返済予定のリース債務を含めております。
 (注) 2. 市場価格のない株式等は、「営業投資有価証券」「投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	1,093,834千円
関 係 会 社 出 資 金	100,016千円
出 資 金	3,015千円
合 計	1,196,865千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区 分	時			価
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
営業投資有価証券	－千円	－千円	30,849千円	30,849千円
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	－千円	9,426,186千円	－千円	9,426,186千円
株 式	662,177千円	－千円	－千円	662,177千円
そ の 他	－千円	379,649千円	－千円	379,649千円
計	662,177千円	9,805,836千円	30,849千円	10,498,862千円

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時			価
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
リ ー ス 債 務 ※	－千円	102,699千円	－千円	102,699千円
負 債 計	－千円	102,699千円	－千円	102,699千円

※一年内返済予定のリース債務を含めております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業投資有価証券

営業投資有価証券のうちJ-KISS型新株予約権等の株式以外の投資については、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められる程の重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他

取引先金融機関から入手した価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する事項

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

期首残高	一千円
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上	一千円
その他の包括利益に計上	△2,897千円
購入、売却、償還等（※）	33,746千円
期末残高	30,849千円

※当連結会計年度中の企業結合（吸収合併に係る子会社化）に伴う増加であります。

(注3) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定及び分析しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)

	報告セグメント		
	アセット マネジメント事業	ファイナンシャル ・サービス事業	計
アセットマネジメント	26,332,716	-	26,332,716
データ・ソリューション	-	1,300,753	1,300,753
メディア・ソリューション	-	226,176	226,176
顧客との契約から生じる収益	26,332,716	1,526,929	27,859,646
外部顧客への売上高	26,332,716	1,526,929	27,859,646

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 235円91銭
(2) 1株当たり当期純利益 28円30銭

12. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(SBI岡三アセットマネジメント株式会社)

当社は、2025年8月20日開催の取締役会にて、資産運用会社SBI岡三アセットマネジメント株式会社の株式を取得することを決議し、2025年9月11日付でSBI岡三アセットマネジメント株式会社の株式の51%を取得し、同社を子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業（投資信託委託業、投資一任業）、投資助言・代理業、
第二種金融商品取引業

② 企業結合日

2025年9月11日（みなし取得日 2025年9月1日）

③ 企業結合の法的形式

株式交付（簡易株式交付）による株式取得

④ 結合後企業の名称

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

企業結合の目的

グループ内資産運用事業の統括体制を一本化し、顧客利益の最大化と企業価値向上を図ることを目的としております。

株式取得に係る株式交付（割当）の内容

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社は、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の普通株式1株につき普通株式22,737株の割合をもって、合計13,128,243株の株式を割当交付しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項

該当事項はありません。

取得による企業結合

(SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社、OCP1号投資事業有限責任組合並びにOCP2号投資事業有限責任組合)

当社の子会社となったSBI岡三アセットマネジメント株式会社は、2025年8月20日開催の取締役会にて、投資事業組合の組成・運用等を行うSBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）及び同社が無限責任組合員として運営するOCP1号投資事業有限責任組合並びにOCP2号投資事業有限責任組合の株式及び出資持分を取得することを決議し、2025年9月30日付で当該譲渡手続きが完了し、当該会社等を子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	事業の内容
SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）	投資事業組合の組成・運用等
OCP1号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業
OCP2号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業

- ② 企業結合を行った主な理由
 SBI 岡三アセットマネジメント株式会社他、SBI グループが有するベンチャーキャピタル事業における豊富な実績と専門性を活用するため
- ③ 企業結合日
 2025年9月30日
- ④ 企業結合の法的形式
 金銭を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
 SBI 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社は、2025年10月1日付で岡三キャピタルパートナーズ株式会社から商号を変更しております。
 OCP 1号投資事業有限責任組合並びにOCP 2号投資事業有限責任組合については、当該企業結合の前後において名称の変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
 SBI 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社
 100%取得
 OCP 1号投資事業有限責任組合
 所有していた出資持分比率0.5% (SBI 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社が保有)
 取得した出資持分比率 99.5%
 取得後の(間接所有)出資持分比率 100%
 OCP 2号投資事業有限責任組合
 所有していた出資持分比率0.5% (SBI 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社が保有)
 取得した出資持分比率 99.5%
 取得後の(間接所有)出資持分比率 100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った根拠
 SBI 岡三アセットマネジメント株式会社が金銭を対価として、株式及び出資持分を取得したことによります。
- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
 2025年10月1日から2026年3月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
 SBI 岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社
 取得の対価(金銭) 177,217千円
 取得原価 同上

○ C P 1号投資事業有限責任組合

取得の対価（金銭） 463,623千円

取得原価 同上

○ C P 2号投資事業有限責任組合

取得の対価（金銭） 236,376千円

取得原価 同上

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 13,064千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん 1,550千円（SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社の取得において発生）

発生原因 今後の事業展開において期待される超過収益力であります。

償却方法及び償却期間 5年

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産 237,921千円

固定資産 676,954千円

資産合計 914,876千円

流動負債 38,930千円

固定負債 279千円

負債合計 39,210千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

共通支配下の取引等

(SBIレオスひふみ株式会社)

当社は2025年9月30日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、SBIレオスひふみ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で吸収合併契約を締結し、2025年12月1日付で当該吸収合併を行いました。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及び事業内容

吸収合併存続会社

名称：SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

事業内容：ファイナンシャルサービス事業（資産運用全般に係る金融情報の提供等）、アセットマネジメント事業（投資運用業・投資助言業）の統括、経営管理

吸収合併消滅会社

名称：SBIレオスひふみ株式会社

事業内容：投資信託委託業務及び投資顧問業務（投資一任契約に係る業務）等を営むグループ会社の経営戦略策定、経営管理及びこれに附帯又は関連する業務

②企業結合日

2025年12月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、SBIレオスひふみ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

④結合後企業の名称

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

企業結合の目的

当社はSBIグループにおける資産運用事業の中核会社として、グループとしての総合力を活かした収益力の強化や事業運営コストの抑制を行っていくことが急務であり、当社がグループ内の資産運用事業等を一元的に統括する体制を整えることが有用であると考えたため、本件吸収合併を行いました。

合併に係る割当の内容

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社は、SBIレオスひふみ株式会社の普通株式1株につき普通株式0.36株の割合をもって、合計35,194,500株の株式を割当交付しました（注）。

（注：吸収合併契約締結の決議後、本件吸収合併の効力発生日までの間になされた新株予約権の行使に伴い増加した消滅会社株式への割当分を含んでおります。）

ただし、本件効力発生の時にSBIレオスひふみ株式会社が保有していた自己株式5,968,700株については、株式の割当てを行っていません。

また、本件吸収合併によりSBIグローバルアセットマネジメント株式会社が交付した株式は、全て新たに発行する同社の普通株式です。

企業結合に係るその他の事項

本件吸収合併により、当社はSBIレオスひふみ株式会社が有していた子会社株式を承継しております。従前の同社の各子会社は、存続会社である当社の子会社となりました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

13. 重要な後発事象

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余 金	利益剰余金 合計
					繰越利益剰余金	
2025年4月1日 期首残高	3,363,635	3,754,942	-	3,754,942	3,055,323	3,055,323
合併による増加	359,586	359,214	5,119,097	5,478,311	1,421,948	1,421,948
連結子会社株式の取得による持分の増減		8,478,843	27	8,478,870		
新株予約権の行使	16,176	16,108		16,108		
剰余金の配当					△2,113,389	△2,113,389
当期純利益					2,236,200	2,236,200
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の当 業年度中の変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計	375,763	8,854,166	5,119,124	13,973,290	1,544,758	1,544,758
2026年3月31日 期末残高	3,739,398	12,609,108	5,119,124	17,728,233	4,600,082	4,600,082

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2025年4月1日 期首残高	△23	10,173,877	△867,688	△867,688	-	9,306,188
合併による増加		7,259,846				7,259,846
連結子会社株式の 取得による持分の増減	18	8,478,889				8,478,889
新株予約権の行使		32,284				32,284
剰余金の配当		△2,113,389				△2,113,389
当期純利益		2,236,200				2,236,200
自己株式の取得	△1,140	△1,140				△1,140
自己株式の処分	74	75				75
株主資本以外の項目の当 業年度中の変動額（純額）			843,318	843,318	60,597	903,915
当事業年度中の変動額合計	△1,046	15,892,766	843,318	843,318	60,597	16,796,681
2026年3月31日 期末残高	△1,070	26,066,643	△24,370	△24,370	60,597	26,102,869

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

② 無形固定資産 定額法

(3) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営管理報酬及び受取配当金収入となります。経営管理報酬については、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、発行会社の意思決定機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した時点をもって収益を認識しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 22,526,019千円

(2) 見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「関係会社株式」の評価損計上の可能性について

2026年3月31日現在の貸借対照表に「関係会社株式」が22,526,019千円計上されています。

「関係会社株式」の主な内訳は次のとおりです。

関係会社名	「関係会社株式」の残高
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社	8,491,954千円
レオス・キャピタルワークス株式会社	6,805,867千円
S B I アセットマネジメント株式会社	5,059,819千円
Carret Holdings, Inc.	1,718,881千円

当社は、関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識を行います。その結果、「関係会社株式」の評価損が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,766千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 592,552千円 |
| 短期金銭債務 | 6,285,307千円 |

5. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- (1) 売上高 3,066,682千円
- | | |
|--------|-------------|
| 受取配当金 | 2,225,046千円 |
| 経営管理報酬 | 839,236千円 |
| その他 | 2,400千円 |
- (2) 仕入高 一千円
- (3) 販売費及び一般管理費 4,356千円
- (4) 営業取引以外の取引高 89,446千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
- 普通株式 1,799株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認額	13,729千円
未払金否認額	4,102千円
貸倒引当金否認額	18,912千円
投資有価証券評価損	2,439千円
その他有価証券評価差額金	11,239千円
その他	1,959千円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>52,382千円</u>
繰延税金負債	
子会社株式	7,593千円
譲渡損益調整勘定	4,444千円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>12,037千円</u>
<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>40,345千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な

項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%
(調整)	
永久差異	△23.08%
均等割	0.05%
その他	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.95%

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

種類	会社の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 または 職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SBI ホールディングス 株式会社	東京都 港区	238,019	株式等の 保有を通 じた企業 グループ の統括・ 運営等	間接 (57.7)	費用立替 業務委託 不動産賃貸等 役員の兼任 人員出向受入	費用立替、業 務委託、不動 産賃貸借等	351,748	差入 保証金	7,916
									未払金	29,335
	SBI アセットマ ネジメント グループ 株式会社	東京都 港区	100	資産運用サ ービス事業 の統括・運 営	直接 (43.9)	役員の兼任	取得会社株 主への対価 の支払(株 式の交付)	8,494,037	-	-

(取引条件および取引条件の決定方針等)

1. 不動産賃貸については、転貸借であり、同社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。
2. 費用の立替は、主として人件費の一時立替によるものであり、手数料等の支払は行っておりません。
3. 取引金額は、交付した株式数に当該取得の効力発生日における当社株価を乗じた額を記載しております。
4. 当該取引は共通支配下の取引に該当するため、当社の会計処理上は被取得会社の適正な帳簿価額に基づき処理しております。

(2) 子会社等

種類	会社の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
子会社	ウエルス アドバイザー 株式会社	東京都 港区	30	ファイナンシャル ・サービス 事業	100.0		経営管理	経営管理報酬	211,621	売掛金	116,392
							費用の立替	費用の立替	288,773	立替金	23,071
							資金の借入 資金の返済	短期借入金 1,150,000 1,150,000	短期借入金	1,150,000	
							利息の支払	未払利息 16,962	-	-	
								支払利息 16,962	-	-	
子会社	SBI アセット マネジメント 株式会社	東京都 港区	400	アセット マネジメント 事業	97.9		経営管理	経営管理報酬	603,106	売掛金	331,708
							資金の借入 資金の返済	短期借入金 6,800,000 6,500,000	短期借入金	5,000,000	
							利息の支払	未払利息 72,484	-	-	
								支払利息 72,484	-	-	

(取引条件および取引条件の決定方針等)

1. 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
2. 費用の立替は、主に人件費の一時立替を行っているものであり、手数料の支払は行なっておりません。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) 親会社の子会社

種類	会社の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 または 職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	SBIファイナンシャルサービス株式会社	東京都港区	100	金融サービス事業	直接 (12.7)	役員の兼任	消滅会社株主への合併対価の支払(株式の交付)	10,471,650	-	-

(取引条件および取引条件の決定方針等)

1. 取引金額は、交付した株式数に当該合併効力発生日の当社株価を乗じた額を記載しております。
2. 当該取引は共通支配下の取引に該当するため、当社の会計処理上は被取得会社の適正な帳簿価額に基づき処理しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 188円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 20円59銭 |

11. 企業結合に関する注記

連結注記表「12. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

■連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2026年5月13日
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中		
有限責任監査法人トーマツ 東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 田 雅 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 蔭 照 夫
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上田 雅也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 照 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査役会の監査報告

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

監査役会

常勤監査役	後藤 淳夫	㊟
社外監査役	長野 和郎	㊟
社外監査役	小竹 正信	㊟

以 上